

【重要なお知らせ】

日常生活で法的トラブルに巻き込まれた場合への備えを提供する、『**弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)**』にご加入いただけます！

**団体総合生活保険
弁護士費用等(人格権侵害等)**

保険料が
5%
割引

国内において、ケガを負わされたり、物を壊されたり、
ストーカー行為等を受けたり等の他人とのトラブル*1で、
法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼したことにより負担し
た、**弁護士費用または法律相談費用を補償します！**

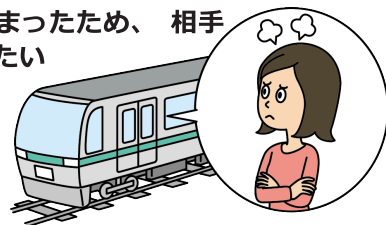
*1 ストーカー行為、いじめ、嫌がらせ等によって精神的苦痛を被ったことを、警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。職場での嫌がらせについては、保険金をお支払いしません。

こんな時はおまかせください

自転車に轢かれ、大けがを負ったが、
相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい



電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい



子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめ*2を受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい



*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

…等

募集期間 2023年10月1日から2023年10月31日まで

保険期間	2023年12月1日午後4時から2024年12月1日午後4時まで
加入対象者	東京大学医学部鉄門倶楽部の会員
被保険者の範囲	保険の対象となる方(被保険者)ご本人と、そのご家族 ※詳しくはe-CHOICE(ネット募集システム)のお手続き画面等に記載の「保険の対象となる方(被保険者)について」をご確認ください。
保険料の払込方法	ご指定の口座より毎月引き落とします。

保険金額・保険料表 保険期間：1年間、**団体割引：5%適用***1
※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名		A15タイプ	A16タイプ
個人賠償責任	型	家族型	
	保険金額	国内：無制限、国外：1億円	—
弁護士費用等(人格権侵害等)	型	家族型	
	保険金額	300万円	300万円
保険料(月払)		440円	220円

※個人賠償責任の補償内容については、e-CHOICE(ネット募集システム)のお手続き画面等をご確認ください。

*1 保険の対象となる方ご本人の人数の増加により、今年度から団体割引が適用されています。

! 個人賠償責任と弁護士費用等(人格権侵害等)の両方にご加入になる場合は、A15タイプを選択してください。

さらに・・・！

サービスのご案内

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

※その他のサービスはe-CHOICE(ネット募集システム)のお手続き画面等に記載の「サービスのご案内」をご確認ください。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

受付時間：

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：
午前10時～午後6時

 **0120-300-575**

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：
午前7時30分～午前9時30分/
午後5時～午後10時

 **0120-106-670**

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。

・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 2親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

※このチラシは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、e-CHOICE(ネット募集システム)のお手続き画面等にてご参照できます。

※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

お問い合わせはこちらまで

代理店

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
公務広域法人部医療福祉チーム(担当：団野・石本)
住所：〒104-0033

東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

TEL：0120-126-323

FAX：03-4332-4014

受付時間：平日 午前9時～午後5時

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：東京中央支店企業営業チーム(担当：菅・田島)

住所：〒108-6111

東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟 11階

TEL：03-5781-6577

FAX：050-3385-6519

(受付時間：平日 午前9時～午後5時)